

令和4年度

大分市学校教育指導方針



大分市教育委員会

はじめに

教育は、子どもたちの将来の幸福を思い描きながら行われるものであり、よって、学校は、子どもたち一人一人を主役として、様々な人々との関わりや経験・体験を通して得られる喜びや感動によって、たくましく豊かな心が培われる育ちの場でなければなりません。

近年、人工知能（A I）等の先端技術が産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代の到来によって、社会の在り方そのものが急激な変化を遂げています。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、学校教育を含む社会活動の在り方をどのように再構築すべきか、今、私たちはどのように行動すべきか等の問い合わせに対しても、明日への希望を見失うことなく、前へ前へと着実な歩みを続けています。

このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々との協働によって社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

現在、本市におきましては、令和2年度から「大分市総合計画おおいた創造ビジョン 2024 第2次基本計画」及び「大分市教育ビジョン 2017 第Ⅱ期基本計画」に沿った様々な取組を推進するとともに、コロナ禍の中で「大分市立学校新型コロナウイルス感染症対策と教育活動に関するガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」を策定し、子どもたちの健やかな学びの保障に努めているところです。

「令和4年度大分市学校教育指導方針」は、このような状況を踏まえ、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにし、各学校における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的として策定しました。特に本年度は、「大分市授業力向上ハンドブック」等に基づいた授業づくりの推進、いじめに係る研修の充実による未然防止、早期発見及び組織的・継続的な対応、人権・同和教育に関する教職員意識調査の結果を活用した、教職員研修の充実等を重点として示しています。

各学校におきましては、本指導方針の趣旨を十分に踏まえ、各重要課題の具現化に向けた取組を充実させるとともに、「一人一人を主役に据えた教育」を目指し、子どもたちが生き生きと学び、感じ合い、活動することができるよう、子どもや地域の実態に応じ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを一層推進することを期待します。

令和4年4月

大分市教育委員会

教育長 佐藤 光好

[表紙絵] 「ぼくがいた うみのなか」 (第60回福田平八郎賞 入賞作品)

[作 者] 大分市立明治小学校 1年 徳島 慧大さん (学校名、学年は、受賞時のもの)

活用に当たって

本指導方針は、学校教育の役割や社会情勢の変化、本市教育の現状等を踏まえ、毎年度編集しています。

第1部として、「大分市総合計画おおいた創造ビジョン2024 第2次基本計画」及び「大分市教育ビジョン2017 第Ⅱ期基本計画」等を踏まえ、「本市の目指す学校教育」や「目指す子ども像」を示しました。また、時代を超えて変わらない価値への追求や著しい社会の変化への柔軟な対応を図る上から、本市の実情に即し、「重要課題と指標」を示しました。

第2部として、「重要課題」ごとに、その解決に向けた具体的な方法や視点を、また、それらのうち令和4年度に重点的に取り組むべき内容を、「本年度の重点」として示しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策に関するガイドライン～『学校の新しい生活様式』～の内容を踏まえ、取り組んでいくことが必要です。

各学校(園)においては、学校経営計画表の作成や学校評価の評価項目の設定、各分掌業務や学習指導等、様々な機会に本指導方針を活用し、教育活動が一層充実することを期待します。

※文章中の小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には後期課程を含むものとしております。

第2部の構成

VI 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進	本市の重要課題	具体的な方法や視点	本年度の重点
<p>子どもたちには、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることが重要である。</p> <p>各学校においては、社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、キャリア教育の目標や育成すべき資質・能力、各教科等との関連性を明確にした系統的な指導を推進することが必要である。</p>	<p>背景や現状、必要性等について記述しています。</p>		
<p>1 地域や学校の実態に即し、自校のキャリア教育を体系的に示した全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・系統的なキャリア教育の推進に努める。</p> <p>(1) 校長の方針に基づき、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら適切に役割分担を行うなど、校内推進体制を充実する。</p> <p>(2) 各教科等のキャリア教育に関する内容の相互の関連性や系統性を踏まえた指導計画を作成し、発達の段階に応じた教育活動を展開する。</p> <p>(3) 学校種間、家庭・地域社会及び関係諸機関との緊密な連携により、進路に関する情報を収集・提供する。</p>		<p>具現化に向けた具体的な方法や視点が分かるよう、目標や理念、内容や方法、評価や改善等に関わる内容を記述しています。</p>	
<p>2 自らの在り方や生き方を追求する諸活動の充実を図り、将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を主体的に選択する資質・能力の育成に努める。</p> <p>(1) 小中学校9年間を見通し、自己理解を深める学習及び個の特性に応じた指導を充実する。</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p>			
<p>■地域調べや社会見学、職業講話や職場体験を実施するなど、学校や地域の実情に応じた組織的・系統的な指導の充実</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p>			<p>具体的な方法や視点として示したものの中、本年度、重点的に取り組む内容を記述しています。</p>

第1部

本市の目指す学校教育

**確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、
自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育む学校教育**

本市の目指す子ども像

夢や希望をもち、未来を切り拓く
心豊かでたくましい子ども

自らの可能性を發揮し他者と協働
しながら、主体的に生きる子ども

生涯にわたって学び続ける
基礎を身に付けた子ども

本市の重要課題と指標

ページ

- 幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性を生かした幼児教育の推進… 4
- I 学校や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進 …… 1 5
 - 【指標】学校や地域の特色を生かし、9年間を見通した系統的な教育課程の編成、実施、改善
- II 地域とともにある学校づくりの推進 …… 5
 - 【指標】教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っている学校の割合の増加
- III 確かな学力の定着・向上 …… 6
 - 【指標】各種学力調査において、全ての実施教科の結果が全国平均以上
- IV 豊かな心を育む教育活動の充実 …… 8
 - 【指標】自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- V 体力の向上と心身の健康の保持増進 …… 9
 - 【指標】新体力テスト（大分市）における総合評価がC以上の児童生徒の割合の増加
- VI 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進 …… 1 1
- VII 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 …… 1 2
- VIII 豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実 …… 1 3
- IX 人権尊重の精神を育む教育活動の充実 …… 1 4

第2部

□ 幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性を生かした幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児の主体的な活動としての遊びを通じて生きる力の基礎を培うことが重要である。

各園においては、幼児理解に基づいた環境の構成や援助の工夫改善を図る中で、教師の保育力の向上に努めるとともに、家庭や地域社会と連携・協働した魅力ある園づくりを進めることが必要である。

1 地域に開かれ信頼される園づくり

園長の積極的なリーダーシップの下、教職員の意識改革を進め、園や地域社会の特性を生かした開かれた園づくり、信頼される園づくりに努める。

- (1) 幼児期の特性を踏まえ、集団生活の中で自発的な活動としての遊びを通じて、生きる力の基礎を培う園経営を推進する。
- (2) 健康な体、豊かな心情、社会性等をバランスよく育み、小学校以降の教育の基礎を培う特色ある園づくりを推進する。
- (3) 園経営の改善に生かす組織的・継続的な園評価の充実を図るとともに、子どもの育ちや子育てに関する情報を積極的に収集・発信する。
- (4) 保護者や地域住民と教育目標等を共有し、連携・協働した教育活動を充実させることにより、園経営の改善を図る。
- (5) 家庭、地域社会及び関係諸機関との緊密な連携・協力の下、幼児の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。

2 生きる力の基礎を培う魅力ある保育

生きる力の基礎を培うため、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むよう、幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、一人一人の発達や地域の実情に応じた教育課程の編成、実施、改善に生かす評価に努める。

- (1) 幼児一人一人の発達の課題や過程を的確に把握し、乳幼児期からの発達と学びの連続性を踏まえた適切な環境の構成を意図的、計画的に進め、健やかな成長を促す保育を展開する。

- (2) 幼児の発達に必要となる多様な体験の関連性を重視し、発達の段階に応じた望ましい心情、意欲、態度を育む保育を展開する。
- (3) 心を動かす体験活動の場を工夫し、言葉で伝え合う喜びや豊かな感性の醸成を図る保育を展開する。
- (4) 幼児と教師の信頼関係を基盤に、様々な人々との関わりを通じて、基本的な生活習慣の形成や規範意識等の道徳性の芽生えを培う保育を展開する。
- (5) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、深い幼児理解の下、幼児の育ちを見通し、実践を通して評価を行い、各期のねらいに応じた指導内容や方法を見直すことにより、指導計画の改善を図る。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性
- ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

3 時代や社会の要請に応える幼児教育

家庭や地域社会における子どもの生育環境の変化や時代の要請に的確に対応し、園での生活と家庭や地域での生活との連続性を踏まえた幼児教育の充実に努める。

- (1) 幼児理解を深め、幼児一人一人のよさや可能性を把握して指導の改善に生かすなど、状況に応じて的確に対応できる専門性を高め、実践的指導力の向上に努める。
- (2) 小学校教育への円滑な接続を図るために、発達や学びの連続性を踏まえた実証的な研究を推進する。
- (3) 障がいのある幼児一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、個別の指導計画や「大分市相談支援ファイル『つながり』」を活用するなど、継続的な支援を充実する。
- (4) 校区幼保小連携推進協議会を通じて、情報の共有を図るとともに、合同研修により、幼児教育と小学校教育の連携・接続を推進する。

(5) 園の機能や施設を生かし、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協力しながら、地域における幼児教育のセンター的役割を果たす子育て支援を充実する。

(6) 衛生管理について教職員が意識を高め、幼児が自分の健康や感染予防に关心がもてるよう、発達の段階に応じた指導の充実を図る。

能力開発・資質向上と学校組織の活性化を図る。

(5) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等を活用し、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むことにより、地域とともにある学校づくりを推進する。

(6) 家庭、地域社会及び関係諸機関との緊密な連携・協力の下、児童生徒の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。

(7) 幼保小、小中学校間での子どもたちの交流、教職員の合同研修会など、幼保小、小中連携の取組の充実に向けた実践研究を推進する。

■他の幼児教育・保育施設や小学校との互見授業・保育を通した合同研修の実施による連携・接続の推進

■深い幼児理解に基づいた指導計画の作成・実施及び評価・改善

■特別支援教育の充実に向けた個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、実施、改善

II 地域とともにある学校づくりの推進

子どもの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が家庭や地域社会との連携・協働を図り、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要である。

各学校においては、家庭や地域社会と目指す子ども像を共有し、学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うとともに、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域と一緒に育む「地域とともにある学校」づくりを推進することが必要である。

1 地域に開かれ信頼される学校づくり

校長の積極的なリーダーシップの下、教職員の意識改革を進め、学校や地域社会の特性を生かした開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努める。

(1) 児童生徒及び地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進する。

(2) 企画委員会を学校運営組織の中核として機能させた学校経営を推進する。

(3) 教育活動等に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、「大分市の学校評価システム」に基づく学校評価を充実する。

(4) 教職員評価システムを効果的に活用し、教職員の

2 創意工夫を生かした特色ある教育課程

「大分市教育課程編成要領」に基づき、生きる力の育成を目指し、教科等横断的な視点から内容を組み立てるなど、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成、実施、改善に生かす評価に努める。

(1) 児童生徒の発達の段階を踏まえ、小中学校9年間の学びの系統性を見通した組織的、計画的な教育活動を充実する。

(2) 学び方やものの考え方を身に付け、自ら問題解決を図る能力や態度を育むなど、確かな学力の定着・向上を目指す教育活動を充実する。

(3) 読書に親しむ活動や発達の段階に応じた計画的な自然体験、社会体験など、豊かな感性や情操を育む教育活動を充実する。

(4) 運動を通じて体力の向上を図るとともに、習得した知識の活用による思考力、判断力等の育成を図る教育活動を充実する。

(5) 今日的教育課題の解決や日常実践の改善に向けた教育課程の評価を充実する。

3 社会の変化に対応する教育活動

1 防災教育

「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版V）」に基づき、学校の教育活動等を通じ、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等により、自らの危険を予測し、回避する資質・能力の育成に努める。

2 国際理解教育

我が国の歴史、伝統や文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情をもつとともに、異文化を理解し尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質・能力の育成に努める。

3 情報教育

一人1台端末等のICTを効果的に活用し、基本的な操作の習得や情報を適切に収集・判断・処理・発信する基礎的な資質・能力及びプログラミング的思考、情報モラル等、情報活用能力の育成に努める。

4 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境と人間との関わりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境づくりのために自ら考え実践する資質・能力の育成に努める。

5 福祉教育

地域の実情に応じた福祉活動やボランティア活動等の体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心を育む教育の充実に努める。

6 地域の歴史、伝統や文化を大切にする教育

郷土の先人、歴史、伝統や文化に親しむ活動などを通し、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を養う教育の充実に努める。

7 主権者教育

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う資質・能力の育成に努める。

8 消費者教育

消費者生活及び金融に関する基本的な知識を習得するとともに、生活に必要な情報を取捨選択し、適切な意思決定や消費行動に結び付けることができる資質・能力の育成に努める。

4 働き方改革の推進

教職員が子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるよう、「大分市立学校における働き方改革推進計画（第二次）」に基づく取組を推進する。

■「大分市教育課程編成要領」に基づく教育課程の編成、

実施、改善

■児童生徒の安全・安心を重視した危機管理体制及び相談体制の充実

■児童生徒との信頼関係に基づく指導の充実及び学年・学校全体での学習や生活のきまり等の徹底

■学校公開、学校ホームページ等あらゆる機会を通じた情報の積極的な収集・発信

■学校経営計画表と連動した学校評価の充実及び学校運営協議会制度等の活用による学校運営の改善

■グローバル化に対応した国際理解教育等、今日的教育課題に対応した教育活動の推進

III 確かな学力の定着・向上

子どもたちの生きる力を育む上から、「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成し、確かな学力の定着・向上を図ることが重要である。

各学校においては、子どもたちの発達の段階を踏まえ、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す中、全ての学習の基盤となる言語能力、とりわけ書く力を育成することが必要である。

1 確かな学力の定着・向上を図る学習指導

1 授業の工夫改善を進める実践的な教育研究を基本に不断の自己研鑽を通して、授業力を高め、確かな学力の定着・向上に努める。

(1) 各教科等の目標や内容の系統性、関連性を明確にした指導により、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。

(2) 各教科等の特質や教科等横断的な視点に立った知識及び技能の活用を図る学習活動や探究活動により、思考力、判断力、表現力等を育成する。

(3) 個に応じたきめ細かな指導、自己の学びや変容を自覚できる学習活動等の充実により、児童生徒の学習意欲の向上を図る。

- (4) 学力調査等の結果を効果的に活用し、具体的な目標を明確にした指導と評価を充実する。
- (5) 学校ホームページや学校の広報紙を通した学力調査の分析結果及び改善策等の公表により、学力向上の機運を醸成し、家庭学習の習慣化や補充学習の充実を図るなど、家庭・地域社会と一体となった取組を推進する。
- 2 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に向け、学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結び付けていく（**主体的な学び**）、多様な人との対話や先人の考え方、書物等で考えを広げる（**対話的な学び**）、各教科等で習得した知識や考え方を活用した見方・考え方を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発見・解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりする（**深い学び**）過程を重視した学習の充実を図る。
- (1) 児童生徒一人一人の多面的な理解を図り、よさや可能性を生かす指導の確立に努める。
- (2) 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、児童生徒自らが学習課題や解決方法を考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成するなど、深い学びを実現する学習過程を工夫改善する。
- (3) 児童生徒の学習の実態に基づき、習熟度別指導や複数教員による協力的な指導、専門的な指導を生かした小学校の教科担任制など、一人一人が意欲的に取り組むよう、指導方法を工夫改善する。
- (4) 卒業論文の作成を通し、書く力の育成及び探究的な学習を充実する。
- (5) 観察・実験、レポートの作成、記録、説明、論述など知識及び技能の活用を図る学習活動を通し、各教科等における思考力、判断力、表現力等を育む言語活動を充実する。
- (6) 学校図書館において、読書活動を推進する「読書センター」としてだけでなく、「学習・情報センター」の機能を生かし、言語活動や探究活動を充実する。
- (7) 情報の収集や考えを広げ深める話し合い等において、一人1台端末等のICTを効果的に活用した学習活動を充実する。
- (8) 専門的な技術や豊富な経験をもつ地域人材等を活用した学習活動を充実する。
- 3 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指し、ALT等を効果的に活用しながら、コミュニケーションを行う目的、場面、状況等に応じて、自分の考え方や気持ちなどを伝え合う言語活動を通した指導により、英語教育の充実に努める。
- (1) 小学校においては、中学年の段階から「聞くこと」、「話すこと〔やり取り・発表〕」を中心とした外国語活動を通じて英語に慣れ親しみ、高学年において段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えた4技能5領域を総合的・系統的に扱う教科学習を行い、中学校への接続を図る。
- (2) 中学校においては、小学校での学習内容や指導方法及び定着状況を踏まえた上で、聞いたり読んだりしたことについて意見を述べ合うなど、領域間の統合的な言語活動を工夫することにより、学習活動を充実する。
- (3) ALT、英語が堪能な地域人材等を活用することにより、児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保し、授業を実際のコミュニケーションの場面とする学習活動を充実する。
- (4) 児童生徒に付けたい力を明確にした「CAN-DOリスト形式」による学習到達目標を活用することにより、指導と評価を充実する。

2 自己の生き方を考える総合的な学習の時間

- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えさせる総合的な学習の時間の充実に努める。
- (1) 各学校の実態に即し、小中学校の系統性を踏まえ、指導のねらいや育てたい力を明確にした年間指導計画を作成するとともに、評価を充実する。
- (2) 日常生活や社会との関わりを重視し、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付けるなど、創意工夫を生かした学習活動を充実する。
- (3) 他者と協働して問題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、課題設定、情報収集、整理・

分析、まとめ・表現の過程が繰り返される探究的な学習を充実する。

■「大分市授業力向上ハンドブック」等に基づいた授業づくりの推進

- ・単元や1単位時間の授業における「見通し」と「振り返り」のある問題解決的な授業展開の推進
- ・一人1台端末を効果的に活用した分かりやすい授業展開の工夫改善
- ・卒業論文の作成を通じた書く力の育成及び探究的な学習の充実
- ・教科指導マイスターの活用による授業改善の推進
- ・学校図書館の活用による読書活動及び学習活動の推進

■「大分市小学校英語教育推進ハンドブック」等の活用による小中学校の英語教育の充実及び円滑な接続

■「T-LABO」において配信する授業動画の活用

IV 豊かな心を育む教育活動の充実

子どもたちに、社会生活を送る上で必要な規範意識、他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、多様な価値観を認めつつ、主体的に判断し、適切に行動できる資質・能力を育成することが重要である。

各学校においては、家庭や地域社会との連携の下、子ども一人一人が将来に対する夢や希望をもち、自らの人生や未来を切り拓いていくよう、子どもたちの発達の段階に応じて、豊かな心を育む教育活動を充実することが必要である。

1 豊かな人間性や社会性を育む道徳教育

1 家庭や地域社会との連携強化を図り、道徳科を要として、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通じて豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実に努める。

- (1) 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の教育課題と指導の重点を明確にし、全体計画を改善するとともに、評価を充実する。
- (2) 児童生徒の内面に根ざした道徳性を育む指導の充実により、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念等を育成する。

(3) 発達の段階や特性に応じた豊かな体験活動の充実により、規範意識や他者との協働性、社会生活の中で求められる公徳心を大切にする態度を育成する。

(4) 地域の自然や伝統、文化に親しむ活動等を通し、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を育成する。

(5) 道徳科の授業公開や学校の広報紙等を通じた情報発信により、保護者や地域の人々と連携した子どもの心育てを推進する。

2 「大分市道徳指導ハンドブック」の活用により、明確な指導のねらいの設定や自らの生き方を主体的に考える場の工夫を図り、心に響く魅力ある道徳科の充実に努める。

(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。

(2) 児童生徒相互の温かい人間関係や教師との信頼関係を基盤とした指導を充実する。

(3) 既存の価値観をゆさぶる問いの位置付け、内容等を構造的に示す板書など、多様な考えを引き出し、考え方議論することを通し、自己の考えを深める学習を充実する。

(4) 発達の段階や指導のねらいに即し、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫改善する。

(5) 学期や学年など一定の時間的なまとまりの中で、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取り、認め、励ます個人内評価を充実する。

(6) 担任による指導だけでなく、チーム・ティーチングなどの協力的な指導を取り入れたり、他の教職員が指導を行ったりするなど、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。

(7) 小中合同授業研究会等の機会を活用し、児童生徒の発達の段階等を踏まえた道徳科の指導を推進する。

○ 「大分市教師用道徳指導資料集(改訂版)」等の

活用や地域教材の開発等を通して学習活動を充実する。

2 自己実現を図ろうとする態度を育む特別活動

- 1 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、豊かな学校生活を築くとともに、自己実現を図ろうとする態度の育成に努める。
 - (1) 各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等との関連を重視し、心の触れ合いを深める活動の充実を図り、よりよい人間関係を築く力を育成する。
 - (2) 家庭や地域社会との連携を深め、奉仕や勤労の精神、福祉の心等を育てる体験活動を通じ、社会に参画する態度を育成する。
 - (3) 自他の個性を理解し尊重し合うことで、よりよい人間関係を築き、人間としての生き方について考え、自己実現を図ろうとする態度を育成する。
 - (4) 適切な指導や個別的な援助の下、自らよりよい生活を築くための話し合い活動等を通じ、自治的能力を育成する。
 - (5) 一人一人が他者と協力することの楽しさや成就感を味わうことができる活動を工夫するなど、心の通い合う学級経営を確立する。
- 2 学校の教育目標や指導の重点を踏まえた特別活動全体の創意ある指導計画を作成し、自主的、実践的な活動を助長する教育の充実に努める。
 - (1) 学級の実態や発達の段階を踏まえた重点的な指導により、集団の一員及び人間としての生き方の自覚を深める学級活動を充実する。
 - (2) 豊かで充実した学校生活を目指す自発的な活動を通じ、規則の遵守、協力の精神を培う児童会・生徒会活動を充実する。
 - (3) 喜びや苦労を分かち合いながら互いに協力する活動を通じ、他者との関わりや協働の意義を実感し、集団への所属感や連帯意識を深める学校行事を充実する。
- 3 入学式や卒業式などにおける国旗・国歌の取扱いについては、学習指導要領に基づき適切に実施する。

■学校・家庭・地域社会が連携した心育ての推進

- 「大分市道徳指導ハンドブック」の活用等を通した道徳科の指導と評価に関する組織的・系統的な取組の推進
- 自然体験や社会体験など豊かな体験活動の推進
- いじめの問題や情報モラル等に関する指導の充実

V 体力の向上と心身の健康の保持増進

これから社会を生きる子どもたちにおいて、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。特に、体力は人間の活動の源であり、健康の保持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素である。

各学校においては、子どもたちの体力向上傾向を維持し、確実なものとなるよう、運動やスポーツの実施機会の充実を図るとともに、学校保健、学校給食、食育の充実により、心身の健康の保持増進を図ることが必要である。

1 健やかな体を育む体育活動

家庭や地域社会との連携を深め、学校の教育活動全体を通じて心身の調和的な発達を図る指導を充実し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営むための健やかな体の育成に努める。

- (1) 地域や学校の実態に応じた体育・健康に関する指導計画に基づく計画的・継続的な指導の充実により、体力の向上を推進する。
- (2) 児童生徒の実態に応じた体力向上プランに基づき、評価と改善を行なながら組織的な取組を実践する。
- (3) 「大分っ子体力アップわくわく事業」、「体力向上指導研修（コーディネーショントレーニング）」等を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができる体育活動の充実を図り、運動好きな児童生徒を育成する。

2 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む運動部活動

スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、積極的に参加できる運動部活動の実施体制を整えることにより、ス

ーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に努める。

(1) 「大分市立中学校部活動ガイドライン」に沿い、学校全体の指導の目標・方針を定め、計画的、組織的な運営を図る。

(2) 生徒の主体性を尊重した各部の目標・指導方針を定め、自主的、自発的な態度を育成する。

(3) 「部活動指導員活用事業」や「外部指導者人材バンク」などにより、学校の実態に応じた指導者の確保に努め、運動部活動の実施体制を整える。

(4) 週当たり2日以上の休養日の設定や安全面に配慮するなど、指導者と生徒及び保護者との信頼関係に基づいた適切な部活動の運営と指導を確立する。

3 健康教育の一環としての学校保健・安全

1 学校の教育活動全体を通じて、個々の健康課題を認識し、自ら解決する力や自他の命を尊重する心を育むなど、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質や能力の育成に努める。

(1) 地域や学校の実態に応じた学校保健全体計画及び年間計画を、学校安全・防災、食に関する指導など、各分野の全体計画と連携することにより、心身の健康の保持増進を推進する。

(2) 家庭との連携の下、望ましい生活習慣の形成を目指した指導の充実を図り、生活習慣病予防を推進する。

(3) 歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物洗口を実施することにより、児童生徒の歯と口の健康づくりを推進する。

(4) 医療関係者等との連携の下、児童生徒の発達の段階を踏まえたがん教育を推進することにより、がんについての正しい理解と、がん患者への正しい認識をもち、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒の育成を図る。

(5) 関係機関との連携の下、児童生徒の発達の段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育を推進する。

(6) 生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、

家庭、地域社会の理解を得るとともに、児童生徒の発達の段階を踏まえた年間指導計画の下、性に関する指導の充実に努める。

(7) 感染症に適切に対応するため、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることなど、新しい生活様式を踏まえた感染症予防の指導の充実に努める。

2 多様化する児童生徒の健康課題に対応するため、児童生徒の心と体の健康状態を的確に把握し、保健室の機能を生かした保健・安全管理の徹底に努めるとともに、児童生徒や保護者に対して必要な指導・助言を行う。

(1) 児童生徒の心身の観察及び心的な要因や背景の分析等について、全教職員が連携し多面的・多角的な情報収集を行うことで、個に応じた健康相談を推進する。

(2) 学級担任等による適切な健康観察の実施と「学校等欠席者・感染症情報システム」の活用を組織的に行い、感染症の発生動向把握と早期対応に努める。

(3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師や家庭との連携の下、校内保健管理体制の充実を図り、感染症対応における危機管理の徹底に努める。

(4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連携の下、保健調査及び健康診断結果に基づく適切な保健指導の充実を図る。

(5) 学校、家庭、地域及び関係機関との連携の下、学校保健委員会を開催し、地域や学校の実態に即した児童生徒の健康づくりを推進する。

3 学校内や通学路等の安全点検を強化し、安全に関わる指導方法の工夫改善を図ることにより、自ら安全に行動できる能力や態度の育成に努める。

(1) 事故・災害発生時には「大分市子ども危機管理マニュアル(改訂版)」や「大分市学校災害対策マニュアル(改訂版V)」に基づいた迅速・適切な対処を行う。

(2) 事故・災害発生の要因を分析し、きめ細かな安全対策と事故防止に努める。

(3) 公用携帯電話や防犯カメラ等を活用して、不審者

侵入の場面を想定した避難訓練を実施するなど、非常時における児童生徒の安全確保や連絡体制を確立する。

- (4) AED（自動体外式除細動器）の取扱いに関する実技研修を行うなど、児童生徒の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。
- (5) 学校、家庭、地域及び関係機関と連携した登下校時の安全指導を徹底する。
- (6) 学校や保護者及び教職員等間の連絡体制を整備した学校連絡システムを活用することにより、学校等からの連絡を迅速かつ正確に伝え、児童生徒の安心・安全を一層促進する。

4 健全な食生活を実践する力を育む食に関する指導

家庭及び地域社会との連携の下、学校教育活動全体を通じて、体系的、継続的な食に関する指導を行い、児童生徒が生涯を通して健全な食生活を実践することができる資質や能力の育成に努める。

- (1) 学校給食の目標について全教職員が共通理解を図り、児童生徒の発達の段階に即した指導の充実に努める。
- (2) 食に関する指導の全体計画に基づき、家庭との連携を図りつつ、朝食摂取や偏りのない栄養摂取等、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度の育成を図る。
- (3) 栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の連携の下、専門性を生かした食に関する指導の充実に努める。

5 学校給食の充実

1 栄養バランスに配慮した給食を実施し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、豊かな人間関係を育むための学校給食の推進に努める。

- (1) 食品の種類や働き、望ましい栄養や食事のとり方についての理解を深めるために学校給食を活用し、よりよい食習慣に関する知識や実践しようとする態度を養う。
- (2) 食文化や食に関わる歴史等の理解と関心を高めるために、地場産物や郷土料理等を取り入れた給食を教材として活用する。

2 「安心・安全・あたたかい」給食を実施するため、施設設備の管理、運営体制の充実と衛生管理の徹底により、望ましい学校給食の環境づくりに努める。

- (1) 学校給食運営委員会において所管事項の見直しを行い、学校給食の適切かつ円滑な運営を図る。
- (2) 「学校給食衛生管理基準」等に基づいた「食中毒」や「異物混入」の防止など、適切な衛生管理による食の安全性確保の徹底を図る。
- (3) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「大分市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた研修や環境の整備に努め、食物アレルギーへの適切な対応を行う。

■学校教育活動全体を通じた組織的な取組による体力の向上

■運動の楽しさや喜びを味わう体育活動の充実

■歯と口の健康づくりや生活習慣病予防に関する保健教育の推進

■毎日の適切な健康観察と感染症予防の指導の実施による感染症対策の充実

■栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する指導の充実

VI 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

子どもたちには、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることが重要である。

各学校においては、社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、キャリア教育の目標や育成すべき資質・能力、各教科等との関連性を明確にした系統的な指導を推進することが必要である。

1 地域や学校の実態に即し、自校のキャリア教育を体系的に示した全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・系統的なキャリア教育の推進に努める。

- (1) 校長の方針に基づき、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら適切に役割分担を行うなど、校内推進体制を充実する。

- (2) 各教科等のキャリア教育に関する内容の相互の関連性や系統性を踏まえた指導計画を作成し、発達の段階に応じた教育活動を展開する。
- (3) 学校種間、家庭・地域社会及び関係諸機関との緊密な連携により、進路に関する情報を収集・提供する。
- 2 自らの在り方や生き方を追求する諸活動の充実を図り、将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を主体的に選択する資質・能力の育成に努める。
- (1) 小中学校9年間を見通し、自己理解を深める学習及び個の特性に応じた指導を充実する。
- 小学校においては、特別活動の学級活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、職業に関する調べ学習や見学・体験活動等を通し、児童自らが自分のよさや自分らしさを見付けるとともに、夢や希望のもてる指導の工夫に努める。
- (2) 児童生徒や保護者との相互理解に基づいた継続的な相談活動の推進と個別指導を充実する。
- (3) 地域社会との連携を深め、社会参画意識の醸成や望ましい勤労観・職業観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫改善を図る。

- 地域調べや社会見学、職業講話や職場体験を実施するなど、学校や地域の実情に応じた組織的・系統的な指導の充実
- キャリアノート等を活用した変容や成長を自覚する指導の充実

VII 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、教育と医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して特別支援教育の充実を図ることが重要である。

各学校においては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制

及び一人一人の子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていくことが必要である。

- 1 障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態等に応じた合理的配慮の下、適切な教育の推進に努める。
- (1) 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、子ども一人一人に応じた適切な教育的支援を充実する。
- (2) 保護者との相互理解を基盤とし、特別支援学校や医療、福祉等の関係機関との連携により、適切な就学(園)支援の充実を図る。
- (3) 保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図るとともに、「大分市相談支援ファイル『つながり』」等を基に、個別の教育支援計画を作成、実施、改善するなど、一人一人に応じた継続的な支援を充実する。
- (4) 通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする子どもの状況や指導方法について共通理解を図り、担任だけでなく学校全体での組織的な支援を充実する。
- 2 障がいの状態を的確に把握し、将来の社会的自立を目指した特別の教育課程の編成、実施、改善に生かす評価に努める。
- (1) 児童生徒の障がいの状態等に応じ、適切かつ具体的な指導目標や指導内容・方法等を位置付けた個別の指導計画を作成、実施、改善する。
- (2) 一人1台端末等のICTを効果的に活用するなど、指導方法や教材・教具の工夫により、意欲的に取り組む学習活動を展開する。
- (3) 指導のねらいを明確にし、社会性や好ましい人間関係を育む交流及び共同学習を推進する。
- 3 障がいのある子どもの理解を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努める。
- (1) 特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用及び特別支援教育コーディネーターの機能の充実を図り、校(園)内支援体制を確立する。

- (2) 特別支援教育に係る研修を通じ、発達障がいを含め様々な障がいのある子どもに対する専門的、実践的な指導力の向上を図る。
- (3) 学級担任等と通級指導教室担当者が連携を密にし、通級指導教室での指導内容・方法を効果的に活用するなど、子どもの実情に応じた指導を充実する。
- (4) 教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）等との緊密な連携により、相談活動を通して計画的・組織的な指導を充実する。

■通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画の作成、実施、改善

VII 豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実

情報化や少子化などが進展する中、生徒指導に関する課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することが重要である。

各学校においては、こうした時代の変化に対応しながら、これまで以上に、様々な専門家や関係機関と連携し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育んでいくことが必要である。

1 家庭や地域社会との連携の下、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目的とする積極的な生徒指導の充実に努める。

- (1) 多面的・多角的な情報収集を計画的に行い、児童生徒理解を深めるとともに、教師と児童生徒、保護者、児童生徒相互の信頼関係を構築する。
- (2) 児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定を行うことができる場を設定し、自己実現が図ることができるよう望ましい人間関係づくりを推進する。
- (3) 家庭や地域社会の教育力を生かした集団活動や体験活動等により、規範意識、善悪を判断する力、思いやりや自他の生命を尊重する心などの豊かな人間性や社会性を育成する。

2 校長の積極的なリーダーシップの下、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用するとともに、全教職員が一体となった組織的な生徒指導体制を構築し、家庭や地域社会、関係機関との緊密な連携を図り、安全・安心な学校づくりに努める。

(1) 保護者との情報交換や児童生徒の心のサインを的確に捉えることにより、問題行動の未然防止、早期発見・即時対応と、警察等関係機関との早期の情報・行動連携による支援体制を構築する。

(2) 「大分市いじめ問題対応マニュアル（改定版）」等を活用し、いじめの問題に対する認識を一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」を中心として、実効的・組織的にいじめの防止、早期発見・対処に向けた取組の充実を図る。

(3) 「大分市不登校対応マニュアル（改訂版）」を活用した、未然防止、初期対応等の実効的な取組を推進するとともに、教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）等との連携により、不登校の理由に応じた働きかけや関わりを行い、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援を行う。

(4) 日常の児童生徒の観察を通じた児童虐待の早期発見と大分市子ども家庭支援センター・大分県中央児童相談所等との連携により、迅速に対応する。

(5) スマートフォン・パソコン・ゲーム機等でのインターネット利用の指導と危険回避の能力等の育成を行うとともに、保護者等に協力を求め、家庭でのルール作りに努める。

(6) 「大分市子ども危機管理マニュアル（改訂版）」に基づき、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携し、児童生徒の安全確保に向けた危機管理体制を整備する。

■いじめに係る研修の充実による未然防止、早期発見及び組織的・継続的な対応

■学級集団検査等を活用した多面的・多角的な児童生徒理解によるいじめ・不登校の未然防止及び家庭との連携による迅速かつ的確な初期対応

■学校や家庭、関係機関の情報共有による自立支援のための組織的・計画的な個々に応じた細かな対応

IX 人権尊重の精神を育む教育活動の充実

人権・同和教育は、教育活動の基盤となるものであり、子どもたちが人権の意義や内容、重要性について理解し、態度や行動に現れるようにすることが重要である。

各学校においては、子どもたちが安心して過ごせる温かい雰囲気づくりを進めるとともに、人権に関する確かな認識や自他の大切さを認めることができる人権感覚、豊かな人間関係を築くことができる力を身に付けた子どもたちを育成することが必要である。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」第5条の具現化を図るため、「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」に基づいた教育や啓発の一層の充実が必要である。

1 人権尊重の視点に立った教育活動

人権尊重の視点に立った組織的、計画的な指導を学校の教育活動全体を通じて展開することにより、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができる子どもの育成に努める。

- (1) 各学校の人権・同和教育目標の達成に向け、教職員が一体となって取り組む推進体制を確立するとともに、年間指導計画については、子どもの発達の段階を踏まえ、部落差別の解消を目指した学習及び人権啓発センター等の施設を活用した交流活動や体験活動を位置付け、9年間を見通した系統的な編成を図る。
- (2) 年間指導計画をもとに、差別の解消を目指した授業実践の充実を図る。
- (3) 人権に関する知的理解の深化及び豊かな人権感覚の育成を目指し、交流活動や体験活動をもとにした体験的な学習サイクルを取り入れるなど、指導内容・方法を工夫改善する。
- (4) 年間指導計画について、子どもの実態に応じた点検、評価、改善に努める。

2 子どもに豊かな人権感覚を育むための教職員研修

人権・同和教育学習資料等の積極的な活用を図り、人権に関する知識・理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けるための研修を充実させ、人権尊重の視点に立った日常実践に努める。

- (1) 「法の下の平等」等の人権一般や部落差別をはじめあらゆる差別に対する認識を深めるとともに、他

者を共感的に理解する力を身に付けるための系統的な年間研修計画を作成する。

- (2) 子どもの実態に応じた指導の充実に向け、教職員相互の情報交換や各種調査等を生かした子ども理解に努める。
- (3) 少人数や参加体験型等、教職員一人一人の主体的な学びにつながる研修形態の工夫を図り、実践的指導力の向上に努める。

3 家庭・地域社会等との連携

各学校における人権・同和教育の取組状況について家庭、地域社会、関係諸機関等へ積極的に情報発信するなど、連携・協力体制の充実に努める。

- (1) 学級懇談などにおいて、保護者啓発資料等を効果的に活用することにより人権啓発の取組の充実に努める。
- (2) 地区人権教育（尊重）推進協議会等の団体や大分県人権擁護委員連合会等の関係機関との連携・協力体制の一層の充実に努める。
- (3) 子どもの豊かな人権感覚を育成するために異校種及び様々な人々との交流活動を推進する。

■人権・同和教育学習資料等を活用した、部落差別の解消を目指した授業実践の充実

■交流活動や体験活動をもとにした、相手の立場に立って考える力を育む体験的な学習サイクルの推進

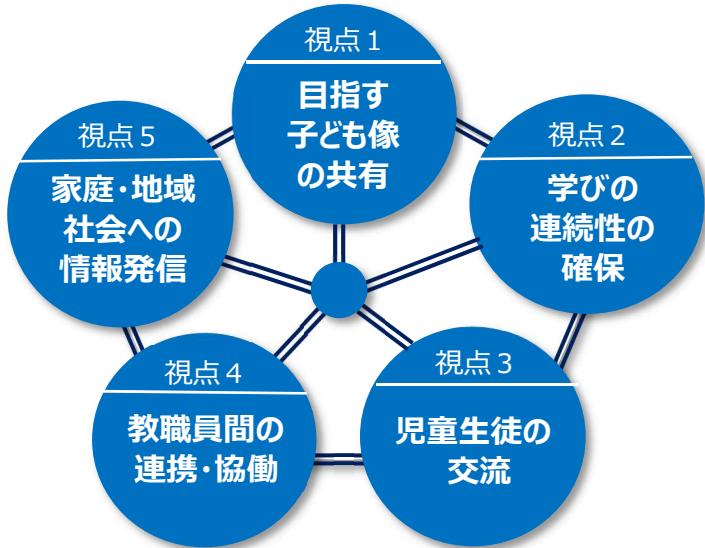
■人権・同和教育に関する教職員意識調査の結果を活用した、教職員研修の充実

※人権・同和教育の充実を図り、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する偏見や差別を許さない雰囲気を醸成するとともに、起きた場合の適切な対応、起こさないための学校づくりに全教職員の共通理解のもと組織的に取り組む

I 学校や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進

本市では、これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高揚や小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られている。

各学校においては、こうした取組の成果を踏まえ、今後とも、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育むため、9年間を見通した系統的な教育課程を編成し、5つの視点に沿って小中一貫教育の推進に努めることが必要である。



本年度の重点

- ★ 学校や地域の特色を生かし、9年間を見通した系統的な教育課程の編成、実施、改善
- ★ 「小中合同授業研究会」等を通した組織的な授業改善
- ★ 小中一貫教育の取組状況、成果・課題の検証結果及び今後の取組について、家庭や地域社会への積極的な情報発信
- ・学校ホームページや広報紙の充実

各中学校区の取組

■ 小中一貫教育全体計画及び年間指導計画等に基づく取組の充実を図る

- 全校又は特定の学年・集団での児童生徒の合同行事、交流行事の実施
- 中学校区作成の9年間を見通した学習・生活のきまりの活用、改善
- 取組の成果・課題の検証を通じた指導計画等の改善等

モデル校

■これまでの系統的な取組の一層の充実を図り、研究成果等の還元に努める

- 小中合同授業研究会の公開等を通した成果の還元
- 小中学校間での乗り入れ授業の実施 等

- 【1中1小モデル校】
吉野・竹中・佐賀関・野津原中学校区
- 【1中複数小モデル校】
鶴崎・大在・植田東・坂ノ市中学校区

実践発表校

■学校や地域の実情に応じた取組の充実を図り、研究成果等の還元に努める

- 小中合同授業研究会等を通じた計画的・継続的な研究の推進
- 公開研究発表会、中間報告等を通した成果の還元 等

- 【実践発表校】
戸次・植田南中学校区 (3年次)
王子・大東中学校区 (2年次)
城東・東陽中学校区 (1年次)

大分市小中一貫教育校 賀来小中学校 神崎小中学校 の取組

■ 大分市小中一貫教育校ならではの特色ある取組の充実を図り、研究成果等の還元に努める

- 教職員全員に兼務発令
- 9年間を見通した系統的な教育課程の編成、実施、改善
- 前期(1~4年)、中期(5~7年)、後期(8~9年)の3期に応じた教育活動
- 第1学年から英語教育を実施
- 中期での一部教科担任制の実施
- キャリア教育の推進
- コミュニティ・スクールの活用
- 9年間を見通した生活・学習のきまりの活用や各期別集会の実施 等

義務教育学校 碩田学園の取組

■ 義務教育学校として、9年間の連続性を重視した特色ある教育活動の展開に努める

- 9年間を見通した系統的な教育課程の編成、実施、改善
- 日常的な異学年交流等による「心育て」の充実
- 「コミュニケーション能力」を育む教育の充実
- 前期(1~4年)、中期(5~7年)、後期(8~9年)の3期に応じた教育活動
- 第1学年から英語教育を実施
- 中期での一部教科担任制の実施
- コミュニティ・スクールの活用
- 9年間を見通した生活・学習のきまりの活用や各期別集会の実施 等

※令和4年度の公開研究発表会は、戸次、植田南中学校区において実施する。また、王子、大東中学校区は「大分市小中一貫教育推進フォーラム」において中間報告を行う。